

[4] 安全衛生管理

安全衛生管理とは、建設現場において、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境を促進することにより、事故や災害を撲滅することである。

(1) 作業主任者の選任 (労働安全衛生法)

下表の作業主任者は、それぞれの技能講習を修了した者で、作業を直接指揮し、材料の欠点の有無、器具の点検などを行う。

作業主任者名称	作業内容
地山の掘削	掘削面の高さが2 m以上になる地山の掘削を行う場合
型枠支保工の組み立てなど	型枠支保工の組立て・解体を行う場合
足場の組立てなど	つり足場(ゴンドラ式を除く)、張出し足場、高さ5 m以上の足場の組立て・解体または変更の作業
土留め支保工	山留め支保工の切ばり、または腹起こしの取付け、取りはずしの作業
鉄骨の組立てなど	高さ5 m以上の鉄骨の組立て・解体または変更の作業
木造の組立てなど	軒の高さ5 m以上の木造の組立て、屋根下地・外壁下地の取付けの作業

鉄筋の組立ての場合は、作業主任者の選任は不要である。

(2) 就業制限 (労働安全衛生法)

つり上げ荷重が5 t未満のクレーン、デリックの運転は、特別教育受講者による。

つり上げ荷重が5 t以上のクレーン、デリックの運転は、免許証保持者による。

移動式クレーンの場合は以下の通り

つり上げ荷重	就業制限
0.5t以上1t未満	特別教育
1t以上5t未満	技能講習または免許
5t以上	免許



(移動式クレーン)

(3) 墜落防止 (労働安全衛生規則)

足場における高さ2 m以上の作業場所には、作業床を設ける。

移動式はしごは、幅30cm以上とし、すべり止め装置を取付け、転位を防止する。

スレート等の屋根上での作業は、踏み抜け防止のため、30cm以上の幅の歩み板を設ける。

墜落の危険のある箇所には、高さ75cm以上の手すり等を設けなければならない。

つり足場の上では、脚立・はしご等を使用してはいけない。

つり足場の作業床の幅は40cm以上とする。

(4) 労働基準法

使用者は、労働者を解雇する場合、原則として30日前までにその予告をしなければならない。

使用者は、労働者に、休息を除き1週間に40時間を越えて労働させてはならない。

使用者は、労働時間が6時間を越える場合は少なくとも45分、8時間を越えた場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。

使用者は、満18才未満の者に危険な業務や安全、衛生、福祉に有害な場所において業務に就かせてはならない。

- ・クレーンの玉掛けの業務 (2人以上で行う場合の補助作業の業務は除く)
- ・足場の組立、解体または変更の業務 (地上または床上における補助作業の業務は除く)
- ・最大積載荷重2t以上の人荷共用もしくは荷物用のエレベータまたは高さ15m以上のコンクリート用エレベータの運転の業務
- ・クレーン、デリックまたは揚荷装置の運転。 以上、18歳未満は業務に就けない。

【問題】 次の問いに答えなさい。

(1) 安全衛生管理について、簡潔に説明しなさい。

--

(2) 作業主任者の選任について、下の説明文、表の空欄を埋めなさい。

下表の作業主任者は、それぞれの () を修了した者で、作業を直接指揮し、材料の欠点の有無、器具の点検などを行う。

作業主任者名称	作業内容
地山の掘削	
型枠支保工の組み立てなど	
足場の組立てなど	
土留め支保工	
鉄骨の組立てなど	
木造の組立てなど	

(3) 労働安全衛生法による就業制限について、下の説明文、表の空欄を埋めなさい。

つり上げ荷重が5 t未満のクレーン、デリックの運転は、 () による。

つり上げ荷重が5 t以上のクレーン、デリックの運転は、 () による。

移動式クレーンの場合は以下の通り

つり上げ荷重	就業制限
0.5t以上1t未満	
1t以上5t未満	
5t以上	



(移動式クレーン)

(4) 労働安全衛生規則による墜落防止対策として、規制されているものを6つ書きなさい。

(4) 労働基準法上の下記の記述について、空欄を埋めなさい。

使用者は、労働者を解雇する場合、原則として () 日前までにその予告をしなければならない。

使用者は、労働者に、休息を除き1週間に () 時間を越えて労働させてはならない。

使用者は、労働時間が6時間を越える場合は少なくとも () 分、8時間を越えた場合には少なくとも () 時間の休憩時間を与えなければならない。

使用者は、満18才未満の者に危険な業務や安全、衛生、福祉に有害な場所において業務に就かせてはならない。

- ・クレーンの玉掛けの業務 (2人以上で行う場合の () の業務は除く)
- ・足場の組立、解体または変更の業務 (地上または床上における補助作業の業務は除く)
- ・最大積載荷重 () t以上の人荷共用もしくは荷物用のエレベータまたは高さ () m以上のコンクリート用エレベータの運転の業務
- ・ () 、デリックまたは揚荷装置の運転。

以上、18歳未満は業務に就けない。